

## あま市国際交流協会会則

(名称)

第1条 本会は、あま市国際交流協会（以下「協会」という。）と称し、英文名では、Ama City International Association(ACIA)と称する。

(事務局)

第2条 協会は事務局をあま市企画財政部企画政策課（あま市木田戌亥18番地1）内に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民と共に国際交流、多文化共生及び国際理解教育に関する事業を通じて国際理解を深め、市民と多様な文化背景を持つ地域の外国人が共に安心して暮らせるまちづくりを推進する。さらに民族などの異なる人々と互いの文化の違いを認め、対等な立場で教育・文化・スポーツ・産業などの相互交流を通し、世界の町と国際的な友好関係を築き、共に生きる大切さを学び、持続可能な地球環境と世界の平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業を「文化に触れる」「直接交流する」「国際協力をする」の観点から企画及び実施
- (2) 多文化共生及び国際理解教育に関する事業を「支援」「交流」「協働」の観点から企画及び実施
- (3) 国際交流・多文化共生に関する情報の収集・提供
- (4) 関係団体との連携・協力の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員の構成)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する次に掲げる会員として登録した者をもって組織する。

- (1) 子ども会員
- (2) 個人会員
- (3) 団体会員
- (4) 賛助会員
- (5) 特別会員

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 部会長 4名

- (4) 会計 1名
- (5) 理事 20名以内（会長、副会長、部会長及び会計を含む。）
- (6) 監事 2名

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、部会長は毎年会長が選任する。また、役員の再任は妨げない。
- 3 補欠により役員に選任された場合又は法人・団体を代表して役員に選任され、役員任期の途中で新たな代表が役員を引き継いだ場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長、副会長及び会計は、理事の中から互選する。
- 5 理事及び監事は、総会を組織する会員の中から総会で選任する。
- 6 理事及び監事は、互いに兼ねることはできない。
- 7 役員は無報酬とする。

（役員の職務）

第7条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、これを代理する。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会を運営する。
- 4 理事は、理事会を組織し、協会の重要事項を審議する。
- 5 監事は、協会の会計監査にあたる。

（名誉会長及び顧問）

第8条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、名誉会長と顧問を置くことができる。

（名誉会員及び特別会員）

第9条 会長は、協会の事業活動に大きく貢献した個人、法人及び団体に対して、名誉会員の称号を贈ることができる。

- 3 会長は、特別会員を置き、協会の理事に任命することができる。

（会議）

第10条 協会の会議は、総会、理事会、国際交流推進市民の集いとする。

- 2 総会及び理事会は、会員及び理事の過半数の出席によって成立する。

（総会）

第11条 総会は、子ども会員、個人会員及び団体会員をもって組織し、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が特に必要と認めたときに開催する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会において決議又は承認する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算

- (2) 事業計画及び事業報告
  - (3) 会則に関する事
  - (4) その他会長が必要と認めた事項
- (理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、会長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 3 理事会において決議又は承認することは、次のとおりとする。
    - (1) 総会に付議すべき事項
    - (2) 顧問の設置
    - (3) その他会長が必要と認めた事項
- (国際交流推進市民の集い)

第13条 国際交流推進市民の集い（以下、市民の集いという。）は、広く市民に呼びかけ開催する。

- 2 通常市民の集いは、毎年1回以上開催する。
  - 3 市民の集いの議長は、会長がこれにあたる。
  - 4 広く国際交流に関する提言をもらい、協力を得る。
- (部会)

第14条 本協会は、その事業執行に関し、個別具体的な事項を協議し推進するため、次の部会を設置する。

- (1) 部会は、市民の集いの提言を参考にして、二号から五号の実現を目指す。
- (2) 国際交流部会 国際交流のまちビジョンの実現を目指す。
- (3) 多文化共生部会 多文化共生のまちビジョンの実現を目指す。
- (4) 国際理解教育部会 国際理解教育のまちビジョンの実現を目指す。
- (5) 組織運営・人材育成部会 前四号のビジョンを実現するために必要な共通基盤づくりを目指す。

2 部会は各々の国際交流分野について関心ある会員をもって構成する。会員は複数の部会に所属することができる。

3 部会に、部会長1名を置く。

(議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決議又は承認し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第16条 協会の事業に関する緊急の事項について総会又は理事会を開催する暇がないと認めるときは、会長が専決することができる。

2 会長は、前項の措置をとったときは、次の総会又は理事会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会計)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 会員は、次の年会費を納めるものとする。

(1) 子ども会員（18歳未満） 一口 300円

(2) 個人会員 一口 1,000円

(3) 団体会員 一口 2,000円

(4) 賛助会員 一口 5,000円

2 年度途中の入会は年会費とし、年度途中の退会の場合は会費を返還しない。

(事務局)

第19条 事務局に事務局職員を若干名置き、会長がこれを任命することができる。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、協会の組織、運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成20年5月11日に設立した旧甚目寺町国際交流協会のそれをもって充当するものとする。

2 この会則は、3町合併に伴い平成22年3月22日から一部改正する。